

内閣参質二一一第一六号

令和五年二月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出PTAの入退会と学校で有する保護者等の個人情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出 P T A の入退会と学校で有する保護者等の個人情報に関する質問に対する答
弁書

一について

御指摘の「不利益や不当な扱い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、P T A は、学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者及び当該学校の教職員で構成される任意の団体であり、個々の P T A の在り方や運営については、当該 P T A が自主的に判断していくものと考えているため、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の「P T A の入退会や個人情報管理等に関連したトラブル」については、報道等を通じて、そのような「トラブル」があったことは承知しているが、政府としてそのような「トラブル」について網羅的に把握しておらず、また、当該報道等の内容に係る事実関係の詳細についても把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「トラブル等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、学校の管理運営に関連する事案であれば、その事案の程度や内容に応じ、当該学校の設置者である教育委員会等に相談することが考えられる。

四について

御指摘の「各種トラブル」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、PTAは、保護者及び教職員で構成される任意の団体であり、個々のPTAの在り方や運営については、当該PTAが自主的に判断していくものと考えている。